

名古屋市農業委員会 令和7年第7回総会 議 事 録

1 開催日時 令和7年7月22日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時30分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(課長補佐級以下)6人、その他市職員(都市農業課)1人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第47号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可取消願について

第48号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第49号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第50号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第7回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1番	小 畠 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員	12番	熊 澤 正 巳 委員
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（11名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	石 田 正 彦 委員
		22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 7 回総会（令和 7 年 7 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 7 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 7 年第 7 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変暑い中、そして大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 46 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 50 号議案「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」までの 5 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 11 人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、山口幸江委員及び川本美幸委員の両委員をお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第46号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

受付番号1-2及び1-3につきましては関連のある案件のため、一括で報告していただきます。

それでは、1-2及び1-3について、1番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員

受付番号1-2及び1-3の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、7月2日に、現地調査した結果を報告します。

この農地は、6人の親族で共有していたものですが、このたび、譲渡人が、親族間譲渡により持分全部の売却を希望され、譲受人が営農規模拡大のため、譲渡人の両名の持分を取得することを希望し、本申請がなされました。

申請地には現在、スイカ、キュウリ、ナス、サツマイモ、イチジク、モモなどが栽培されており、肥培管理良好でした。

また、譲受人はこれまでも、当該農地を耕作してこられたため、引き続き適正に管理できると思われれます。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-2 の農地につきまして、7 月 2 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-2 は、譲渡人が営農規模縮小を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため、本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区東かの里町の 1 筆の田は、水稻が作付けされ良好に管理されていました。

また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）
委員

受付番号 4-2 につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、7 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、営農規模縮小のため、営農規模拡大を希望する譲受人に、農地を所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋二丁目はじめ 10 筆は畑で、耕作準備中

の状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、弥富市農業委員会に営農状況を確認したところ、いずれの農地も適正に管理されているとのことでした。よって、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

また、面談において農地取得後は、近隣の営農者と調整を取り、地域と一体となって営農することを確認しました。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 46 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 46 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 47 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可取消願について審議を行います。

この議案は、令和 5 年 8 月 21 日開催の総会において、農地法第 3 条の規定による所有権移転を許可とした案件につき、取消願の申請がなされたものです。

それでは、4-1 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-1 につきまして、坂野推進委員と事務局職員とで、7月2日に調査した結果を報告します。

申請地は、令和5年8月の農業委員会総会で譲受人が、農地法3条の所有権移転許可を受けていましたが、その後、譲受人の体調不良により所有権移転にいたらず、今回、取消し願いの申請になったとのことでした。

申請地の、港区東茶屋四丁目の1筆の土地は田で、水稻が作付けされていました。

今後、所有者は、相手を変えて、改めて農地法3条の所有権移転許可申請書を提出したいとこのことを、事務局職員が聞き取っています。

以上、調査の結果、取消しをすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第47号議案の案件については、取消すこととしてよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第47号議案の案件は取消しいたします。

次に、第48号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-4について、18番、山口委員、お願いいたします。

山口（儀） 委員	<p>受付番号 1-4 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、7月2日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-4 の願い出の農地は、ミカン、カボチャ、トウモロコシ、オクラなどが栽培されていました。</p> <p>願出者が、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、6番、木村委員、お願いいたします。</p>
木村（幸） 委員	<p>受付番号 2-1 の農地について、7月2日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地は休耕中で、良好に管理されていました。</p> <p>申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 及び 3-2 について、22番、加藤委員、お願いいたします。</p>
加藤委員	<p>受付番号 3-1 及び 3-2 の農地につきまして、7月3日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-1 の中川区一色新町二丁目の 2 筆の畑は、願出</p>

者が故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。

中川区一色新町二丁目の2筆の畑は、トマト、ナス、キュウリがそれぞれ作付けされ、いずれも良好に管理されていました。

なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、受付番号3-2の中川区富田町大字千音寺字上前田畔の4筆の農地については、願出者が故障により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。

中川区富田町大字千音寺字上前田畔の4筆の農地については全て区画整理中でした。

なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-2について、13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号4-2につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7月2日に調査した結果を報告します。

受付番号4-2の証明願い出の農地、港区藤前一丁目はじめ2

筆は畑で、耕作準備中の状況であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を管理されていたことを確認しました。

以上、調査の結果、願出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にはないようです。それでは、第 48 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 48 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 49 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-10 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員 受付番号 1-10 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、7 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-10 の申請地には、ミカンが栽培されていました。農地の肥培管理は良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い

いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 2-5 及び 2-6 について、20 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員 受付番号 2-5 及び 2-6 について、7 月 2 日に木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-5 の申請地は畑で、ニラ、ネギなどが作付けされていきました。

受付番号 2-6 の申請地はすべて畑で、スイカ、ナスなどが作付けされていきました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-5 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員 受付番号 4-5 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区藤高二丁目はじめ 5 筆は田で、水稻が作付けされており、港区藤高二丁目の 1 筆は畑で、イチジク、かんきつ類、オリーブが作付けされており、農地として良好に管理されていきました。

また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 49 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 50 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。8 ページの事業計画の概要について 5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員 本件につきまして、近藤正俊委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、申請者が、所有者との間で、使用貸借の合意に至っ

たため、申請がなされたものです。

申請者は、借受地に隣接して畑を耕作していましたが、所有者が高齢のため耕作できなくなったため、借り受けて耕作することになりました。

申請地は、千種区茶屋が坂一丁目の1筆、対象面積196平米で、地目は全て畑、現在、作付け準備中です。

お手元の配布資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まずはじめに、上の表ですが、第1号の1については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、サツマイモ、ネギ、タマネギ、トマトなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量の概ね5割以上を朝市で販売する予定です。

第1号の2につきましては、所有者と申請者が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、借受地は現在の耕作地に隣接しており、同時に作業できるため、より効率的な活用を行うことができます。また、農薬の使用は周辺が住宅地であるため必要最小限にとどめるとのことです。

第3号については、申請者は現在、借受地の隣接地のほかに東区に農地を保有しており、ともに適正に管理されていることを確認しております。今回借り受ける農地についても、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できると見込まれます。

第4号については、使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる旨の記載がされております。

第5号につきましては、千種区茶屋が坂付近の生産緑地は2か所のみで、他の農業者との共同施設等の利用はありません。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第50号議案の議決の案を読み上げます。7ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について(依頼)」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第50号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第50号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和7年6月3日から令和7年6月30日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから9ページにかけては、農地法第3条の3の規定による届出が21件

続いて、10ページから17ページにかけては、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が24件

続いて、18ページから43ページにかけては、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが77件

続いて、44ページですが、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが3件

続いて、45ページから48ページにかけては、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが11件

続いて、49ページですが、農地の転用事実に関する照会が2件

続いて、50ページですが、現況証明願が3件

続いて、51ページですが、引き続き特定貸付けを行ってい

る旨の証明願が 1 件

続いて、52 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、53 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等がございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から 2 点、都市農業課から 1 点、事務連絡がございます。

まず、1 点目でございますが、4 月の総会でご議決いただきました「令和 8 年度名古屋市農業施策等に関する意見書」を、7 月 17 日（木）に名古屋市長あて提出いたしました。当日の様子につきましては、後日、名古屋市公式ウェブサイトに掲載もする予定ですのでご覧ください。

また、関係機関として、本日総会終了後に愛知県、8 月 8 日に愛知県農業会議、8 月 20 日に東海農政局に要請を行ってまいります。

2 点目でございますが、総会資料に同封させていただきました令和 7 年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会についてご案内させていただきます。

4 月の総会の事業計画において日付のみお示しいたしまし

たが、この度、愛知県農業会議から日時・場所等詳細な連絡がありました。

日時は、令和7年9月5日（金）午後1時30分から午後4時までの予定で、場所は、稲沢市にある名古屋文理大学文化フォーラムです。出席連絡につきましては、各地区農政課へ8月5日（火）までにお願ひします。

また、会場駐車場に限りがございますので、お車で来られる場合は、乗り合わせでの来場にご協力ください。

続きまして、都市農業課からの事務連絡をさせていただきます。

都市農業課
課長補佐

それでは、都市農業課からの事務連絡でございます。名古屋市農業振興基本方針の改定についてご説明いたします。別に資料を置いておりますので、資料をご覧ください。

本市では、平成30年3月に「名古屋市農業振興基本方針 なごやアグリライフプラン」を策定し、市民、関係者の皆様のご協力のもと、都市農業の振興に関する施策を進めております。

現基本方針の策定以来、農業を取り巻く情勢が大きく変化したことなどから、このたび、令和8年度の改定を予定し、今年度からアンケート等の改定作業に着手します。スケジュールの詳細は、資料中の表に掲げておりますので、ご覧ください。

このうち、来月8月上旬ですけれども、農家アンケートを郵送する予定でございます。市内に10アール以上の耕作面積がある世帯を対象としております。

委員の皆様方におかれましては、アンケートを受け取られた方からご質問等がございましたら、資料に記載しました問い合わせ先をご案内くださいますようお願いいたします。

議長（会長）	<p>都市農業課からは以上でございます。</p> <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年第7回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>
--------	--

閉会（午後2時30分）